第一条の次に次の二条を加える。

（効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者）

第一条の二　法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める者は、年齢が六十五歳未満であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　商工業その他の事業の経営管理に三年以上従事した者

二　商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者

三　農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者

四　農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者

五　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（法人の要件）

第一条の三　法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲げる者のうち当該法人が営む農業に従事すると認められるものが、当該法人の役員の過半数を占めることとする。

第三条中「第六条第二項第四号ヘ」を「第六条第二項第五号ホ」に改め、同条第一号中「第六条第二項第四号イ(2)」を「第六条第二項第五号イ(2)」に改め、同条第三号中「第四条第四項第五号」を「第四条第四項第四号」に、「第六条第二項第四号ニ及びホ」を「第六条第二項第五号ハ及びニ」に改める。

第八条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第一号中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改める。

第九条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第一号ロ中「第七条第二項第二号に掲げる事業の実施に」を「法第七条第一号に掲げる事業」に改め、同条第二号中「第四条第二項第二号に掲げる事業の実施に」を「第七条第二号に掲げる事業の実施に」に改め、同号ニ中「てん補」を「**塡**補」に改め、同号ト中「第四条第二項第二号」を「第七条第二号」に改め、同条第二号の二を削り、同条第三号中「第四条第二項第三号に掲げる事業の実施に」を「第七条第三号に掲げる事業の実施に」に改め、同号ロ中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同号ハ中「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に改め、同条第四号中「研修等事業の内容及び当該研修等事業」を「法第七条第四号に掲げる事業の内容及び当該事業」に改め、同条第六号中「農地保有合理化事業」を「法第七条各号に掲げる事業」に改める。

第十条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第七条第三項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、同条第一号中「農地保有合理化事業」を「法第七条各号に掲げる事業」に改め、同条第二号中「第四条第二項第一号」を「第七条第一号」に改め、同号ハ中「たい肥舎」を「堆肥舎」に改め、同条第三号中「第四条第二項第一号」を「第七条第一号」に改める。

第十一条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第七条第四項」を「第八条第四項」に改める。

第十二条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十二条の二の見出し中「農地保有合理化支援法人」を「支援法人」に改める。

第十二条の三中「農地保有合理化支援法人（以下「支援法人」という。）」を「支援法人」に改める。

第十二条の十中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十一第一項」に改める。

第十二条の十一中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十一第二項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項（法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。次号において同じ。）

イ　農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

ロ　農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ハ　農用地等の管理に関する事項

ニ　その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

第十二条の十一第五号を同条第六号とし、同条第四号中「農地保有合理化法人、」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第四条第三項第一号ハに掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

第十二条の十二中「第十一条の九第三項第四号」を「第十一条の十一第三項第四号」に改め、同条第五号中「農地保有合理化法人、」を削る。

第十二条の十三中「第十一条の九第五項」を「第十一条の十一第五項」に改める。

第十二条の十四中「第十一条の十第一項」を「第十一条の十二第一項」に改める。

第十二条の十五中「第十一条の十一第一項」を「第十一条の十三第一項」に改める。

第十二条の十六中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の十三第四項」に改める。

第十四条第一項第二号中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第十五条中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間）

第十五条の二　法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

（青年等就農計画の認定申請手続）

第十五条の三　法第十四条の四第一項の青年等就農計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

（青年等就農計画の認定基準）

第十五条の四　法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。

二　法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。

（青年等就農計画の認定の有効期間）

第十五条の五　法第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項の認定の有効期間は、法第十四条の四第一項の認定をした日から起算して五年とする。ただし、同項に規定する既に農業経営を開始した青年等にあつては、同項の認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して五年を経過した日までとする。

第十六条中「第六条第二項第四号イ(1)」を「第六条第二項第五号イ(1)」に改める。

第十八条中「第三条第五号」を「第六条第五号」に、「第四号又は第五号」を「第三号又は第四号」に、「場合で」を「場合であつて、」に、「第六号又は第七号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第一条の二第二号」を「第一条の四第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の三中「第五条第二号」を「第八条第二号」に改める。

第二十条の四中「第五条第三号」を「第八条第三号」に改める。

第二十一条の二中「第六条ただし書」を「第九条ただし書」に改める。

第二十三条第一項第五号イ中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第六号ロ中「第五条第二号」を「第八条第二号」に改める。

第二十五条の二中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二十六条中「第三十三条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。